

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンス(企業統治)の強化・充実を図るため、当社の「企業理念」「社是」「社針」を基に、地球環境を守り、社会の一員として企業の発展に取組み、株主・従業員及び家族の幸せを追求し、社会に貢献できる体制を構築していきます。

(企業理念)

- ◇「誠意をもって、社会の安全・安心な環境整備に貢献し、株主・従業員及び家族の幸せを追求する」
- ◇「最高の技術をもって社会に奉仕する」

(社是)「信用第一」

(社針)「質の伴った量の拡大」

具体的な取組みとしては

- ◇内部統制システムの基本方針を策定し、役員及び社員の行動指針を定めています。

具体的な基本方針は「コンプライアンス規程」「倫理規範」「内部通報規程」「インサイダー取引防止規程」「リスク管理規程」「危機管理規程」を定め、年2回の各部にて「コンプライアンスチェックリスト」及び「リスク管理チェックリスト」による自己評価を行い、その結果を各部毎に評価して社長への最終報告を行います。この報告結果をもとに是正・改善を順次行い、目的を果たすこと等組織の充実を図り、企業の透明性・効率性・健全性の向上を推進しています。

- ◇経営の体制として株主総会の下に取締役会と監査役会を置くとともに、さらに常務会を設けて経営課題などを十分に議論し迅速な意思決定を行う体制を構築しています。

また監査役が独立の立場で取締役の職務の執行を監査する監査役設置会社を採用し、監査役会を設置しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくために、社是「信用第一」を

基に企業価値の向上、株主の利益向上のために取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 資料

【原則4-8 独立社外取締役の有効活用】

当社には社外取締役2名、社外監査役2名が社外役員として在籍しており、この4名の社外役員が外部からの視点での経営の監視、監督を担っており、当社の規模からみて十分な実効性は確保されていると考えます。独立役員としては社外取締役1名を選任しております。

もう1名の社外取締役は在籍会社との取引関係等を考慮して独立役員として選定しておりませんが、独立役員の増員を図るべく、独立役員に就任可能か検討して所存です。

【補充原則4-11(3)】

当社では年2回(第2四半期末、期末)、「販売・生産計画会議」を開催し、それぞれ過去半年間の実績についての分析・評価を行っております。今後その結果の開示方法について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 資料

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が事業活動の維持・拡大を図るうえで有効と、あるいは、当社の企業価値の向上に資すると判断される取引先などの会社の株式を保有しております。これら政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該会社の企業価値向上に資するよう、また当社との関係の維持強化を図る観点から、適正適確な判断を行ってまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引においては、会社ひいては株主共同の利益を害することのないよう、他の一般の取引と同様に価格など諸条件を比較考慮したうえ折衝を重ね決定しております。一般の取引と同様に所定の決裁規定に基づき承認されることになっており、その内容は事業報告(株主総会招集通知 添付書類)及び有価証券報告書において開示しております。

また、当社が当社取締役(当該取締役が代表を務める法人を含む)と会社法に規定する各種取引を行う場合には、取締役会にて事前承認を得るものとし、取締役会での実績報告を行うこととなっております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

本報告書1-1「基本的な考え方」において「企業理念」「社是」「社針」を開示しております。「中期経営計画」につきましては、株主総会招集通知に記載の事業報告で触れておりますが、開示方法及び記載の在り方について検討してまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本報告書2-1(6)「取締役報酬関係」をご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

・業績と実務能力・業務知識、人格・識見などを総合的に検討し、その責務を担うに足る人物を候補者に選びます。取締役候補者の人選にあたっては、個々人の資質はもとより、構成される取締役会としての多様性が確保され、突りある審議が行われ的確かつ迅速な意思決定がなされる場となるように留意いたします。監査役候補者の指名に際しては、財務・会計に関する知見を有していること、当社事業についての一定の理解があり経営に對し的確に意見を述べて戴けるかの観点から検討いたします。

社外役員の候補者につきましては、豊富な経験と高い見識を有し独立した立場から経営に助言戴けるかの観点から検討いたします。

・この方針に沿って代表取締役が検討を重ねてリストを作成し、監査役候補者については予め監査役会の同意を得て、人選の結果を取締役会に諮り、決議しております。

(5) 取締役・監査役候補者の個々人についての説明

取締役・監査役候補者の略歴等を株主総会招集通知に記載しております。社外役員につきましては個々の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1(1)】

「取締役会規程」で取締役会での決議または承認を得なければならない事項((1)法令で定められた事項、(2)定款で定められた事項、

(3)重要な業務に関する事項)を定めており、さらに取締役会での報告事項も定めております。

これ以外の事項は、社長を決議権者「稟議規程」と関連諸規則で項目、金額基準を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定に際しては、以下の事項を念頭において検討しております。

- (1) 会社法に定める社外性要件に合致するか。
- (2) 金融商品取引所が定める独立性基準を充たすか。
- (3) 当社事業と業界に関する理解と一定の知識を有しているか。
- (4) 会社経営への関与経験、専門分野の経験と知見。
- (5) 取締役会での率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるか。

【補充原則4-11(1)】

社外を含む取締役候補者の選定に際しては、生産・品質管理、技術開発、販売、経理・財務、人事・総務など各部門の担当及び経験者から、出来る限り部門の重複を避けるように配慮することで多様性の確保に努めております。取締役会は10名の取締役(うち2名は社外)に監査役3名(うち2名は社外)が出席して開催されますが、当社の事業規模に適した構成としております。

【補充原則4-11(2)】

当社役員は次のとおり他の上場会社役員を兼任しております。

氏名(当社の役職) 他の上場会社役員の兼任状況
 ・浦上勝治(常勤監査役) 日本ヒューム株式会社社外取締役
 ・遠藤裕邦(社外監査役) 日本ヒューム株式会社取締役

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役・監査役の出席を求め、毎年6月、法律専門家から会社法ほかに関するレクチャーを受けるかたちの研修会を実施しております。

年1回行われる事業所単位での内部統制研修は、使用人兼務取締役は受講しております。またこの研修では役付取締役は講師となる場合があることから、常にこれに対応した高度の知識涵養に努めております。

取締役・監査役は外部研修会等の機会を捉えて積極的に自己研鑽に努めており、会社はこれに必要な情報提供と費用負担を行っております。

【原則5-1 情報開示の充実】

当社の株主との対話窓口は、取締役総務管掌が統制指導する総務部が主管部となり、経理部ほか関連部門とも連携しながら株主の希望や所有株式数など諸要件を勘案して合理的な範囲で対応しております。また機関投資家への訪問IRなどを通して積極的な情報発信に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本ヒューム株式会社	3,904,200	29.50
太平洋セメント株式会社	1,802,800	13.62
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口	700,000	5.28
株式会社みずほ銀行	645,000	4.87
みずほ信託銀行株式会社	374,000	2.82
高周波熱錬株式会社	358,680	2.71
日本コンクリート工業株式会社	300,000	2.26
ケイコン株式会社	295,000	2.22
三井住友建設株式会社	290,000	2.19
柳内光子	255,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	1名

会社との関係(1) <small>更新</small>

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
柳内光子	他の会社の出身者											○			
西純二	他の会社の出身者							△	△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) <small>更新</small>

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳内光子		—	女性経営者として山一興産株式会社をはじめ会社経営に長年携わり、土木建築業界並びに経営全般に亘る豊富な経験や実績、高い知見を有しておられます。当社事業に係わる助言を数多く頂いております。
西純二	○	—	国際企業株式会社の代表取締役社長として会社経営に携わられた経験、そこで培われた財務・会計に関する知見、太平洋セメント株式会社が在籍時の専門であるコンクリートに関する知識をお持ちであり、これらを踏まえての適切な助言を頂けるものと考えております。 独立役員に指定した理由： 有価証券上場規程施行規則211条第6項第5号に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 <small>更新</small>

常勤監査役1名、非常勤監査役2名で監査役会を構成しています。

会計監査人と監査役との定例連絡会を年1回(5月)開催します。また
会計監査人と常勤監査役とは四半期末(8月、11月、2月)に定例
連絡会を開催し意見交換をします。

監査役による期末・第2四半期末の事業所往査では、一部の事業所に
おいて会計監査人を帯同します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
林俊宏	他の会社の出身者										○	○			
遠藤裕邦	他の会社の出身者							○		○		○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林俊宏		—	当社の主要株主であり取引先である太平洋セメント株式会社の建材事業部事業企画グループリーダーを務めておられ、当社の関連業界の事情に精通しておられます。監査の実務にも詳しいところから、当社の社外監査役として相応しいと判断しております。
遠藤裕邦		—	当社の主要株主・主要な取引先である日本ヒューム株式会社の取締役営業本部長を務めておられます。当社は同社と資本業務提携の関係にあり社外役員を相互に就任させておりますが、遠藤氏は営業部門での豊富な経験・知識をお持ちであり、同社関係会社の経営にも携わっておられるところから、当社の社外監査役として適切な助言を頂けるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の現状および今後の経営環境等を考慮して、妥当と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役を合算した報酬総額を、事業報告(株主総会招集通知 添付書類)及び有価証券報告書で開示しています。第135期では、総額167,630千円(うち社外取締役分5,740千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第117回定時株主総会において月額1800万円以内(年額2億1600万円以内)と決議しています。取締役個人の月額報酬は職責や成果を反映させる形での一定の基準を設けて算定されます。賞与につきましては、賞与金支給総額を(1)営業利益、(2)配当、(3)従業員の賞与水準等を総合的に勘案して取締役会で定め、会社提案議案「役員賞与金支給の件」として定時株主総会決議での承認を得ることとなります。取締役個人の支給額算定は報酬月額のものに比べ、業績連動性の確保により力点を置いたものとなっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部がサポートを担当し、連絡等を行っています。

監査役職務補助のための監査役スタッフを置いています。その他必要に応じ担当セクションから発信される情報は、常勤監査役を通じ社外監査役に伝達しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・業務報告機関として、毎月の常務会、年6回の取締役会を開催し、適正業務の監督を実施しています。
- ・監査役監査基準は日本監査役協会基準に準じて設定しています。
- ・取締役候補者の選定については特に基準を設けておらず、内部統制制度に照らして選定しています。
- ・監査の状況としては、監査の組織として常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役2名)の体制で行っています。
- ・当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、新創監査法人に所属する坂下貴之氏と篠原一馬氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されています。監査役会は定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役は監査役会のほか、取締役会、常務会等の重要な会議に出席して適宜意見を述べるとともに職務の執行状況の適法性に関する監査を実施しています。また監査役間での意見交換は適宜行われ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに運用を監視しています。社外取締役からは取締役会での意思決定に際して有益な提言を頂いています。

以上より、経営に関する客観的立場からの監視体制が機能しているものと判断し、現状の体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト決算短信ならびに適時開示資料等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部(総務部長)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「倫理規範」を定めており、そのなかで企業としてとるべき行動のひとつとして、ステークホルダー(当該規範では「利害関係者」と表記)に対して、「いかなる場合にも公正かつ誠実に対応し、社会の批判を受けることのない行動に務めなければならない。」と規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○基本的考え方

当社の社は「信用第一」を基本理念として、業務の効率性の向上に加えて業務の健全性の維持を図り、企業価値の最大化を目指す体制を整備し適正な運用を行います。

○整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 法令遵守を実現するための具体的規程「コンプライアンス規程」及びそれに関連する「倫理規範」「内部通報規程」「インサイダー取引防止規程」を遵守するよう、その周知徹底を図りコンプライアンス経営を推進します。
 - 取締役はこれらの規程に適合する職務の執行となる行動を実践します。
 - 使用人に対してはこれらの規程について理解し、意識の向上を図るべく担当役員（総務部長）が統制指導し、各部門に付随するコンプライアンスは各部門長が推進責任者として適正に実施します。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 各種リスク（自社において予見されるリスク）に応じた「リスク管理規程」及び「危機管理規程」により、担当役員（経理部長）が統制指導し、全社のリスク管理は各部門長が推進責任者として適正に実施します。
 - 経営に重大な影響を与えるリスクの顕在化の場合には、対応策を定め問題の早期解決を図ります。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役会議事録・常務会議事録及び稟議書は「取締役会規程」「常務会規程」及び「稟議規程」に従い作成し、「文書帳簿保存規定」ほかの規程に基づき保存・管理します。その他重要な文書の作成、保存・管理も各種規程に従い同様に行います。
 - 取締役の意思決定を支援する体制の整備として重要な会議への付議基準を明確にし、また付属資料や重要な決裁書類の標準化を進めています。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役の職務分担を取締役会で明確にし、「職務規程」に基づき職務を適正に効率よく執行します。
 - 取締役会は中期経営計画を具体化し、各部門の業務計画等の進捗状況及び施策の実施状況等を定期的レビューします。
 - 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守される体制を整えています。
 - イ 事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じないこと
 - ロ 合理的な意思決定過程を経ること
 - ハ 意思決定内容が法令または定款に違反しないこと
 - ニ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理とならないこと
 - ホ 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
 - 各取締役の執行状況は、取締役会にて三ヶ月に1回以上報告します。
- 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - 監査役を補助すべき使用人を監査スタッフとして置いています。
- 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役スタッフの人事異動・評価等については、監査役会の意見を求め尊重するものとします。
- 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役へ帰属させています。
 - 監査役スタッフに調査権限・情報収集権限等を付与しています。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - 常勤監査役は取締役会のほか常務会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっています。
 - 取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する体制をとっています。
 - その他監査役会との取り決めに従い、報告すべき必要事項が発生した場合には即刻報告します。
 - 取締役・使用人等からの内部通報先に監査役会が加わっています。
- 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 報告者が不利な扱いを受けることのないよう社内規程が整備されています。
- 監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
 - 通常の監査費用は予算化しており、緊急の監査費用は前払や償還を請求できることとしています。
- その他監査役を補助する使用人の確保に関する事項
 - 監査役と代表取締役、監査役と会計監査人とのそれぞれの定期的な情報交換会の開催、提携が図れるようになっています。
 - 監査役は主要な稟議書その他業務執行体制に関する重要な文書を閲覧できる体制、また必要に応じて取締役等にそれらの説明を求めることができる体制をとっています。
 - 監査役が円滑に監査活動を実施できるようその環境を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は「倫理規範」を定め、反社会的勢力への対応について次のように明示しています。
 - 一 役員・従業員は、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固とした姿勢で対応しなければならない。一
- 当社は警察等関係機関と連携し、反社会的勢力の排除に向けて社内体制の整備に努めます。
 - 対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者及び対応統括責任者は総務部長と定めています。
 - 所轄警察署管内の特殊暴力防止協議会（特暴協）に加入し、毎月の情報交換会に出席しています。
特暴協の上部団体である警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が主催する研修会等に適宜出席しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は平成28年5月18日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の継続導入について決議し、平成28年6月29日開催の第136回定時株主総会において株主の皆様への承認をいただき継続いたしました。継続導入された買収防衛策(以下「現行プラン」といいます)の有効期限は平成31年6月開催の定時株主総会終結の時までとなっております。

【現行プランの概要】

発行済株式の20%以上の買付行為を買収防衛策発動の対象として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合でも条件によっては、独立委員会の勧告のもと取締役会、株主総会の決議に基づき、防衛策としての新株予約権の無償割当を行うというものであります。

- (1) 現行プランを適正に運用し、当社の意思決定の合理性・公平性を担保するため、独立委員会規程を定めて独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (2) 大規模買付ルールに基づいて、大規模買付者に期限を設定して必要情報の提供を求めることとしております。なお大規模買付者から合理的理由に基づく期限の延長請求があった場合は、その期限を延長することができます。
- (3) 当社取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも情報提供に係る交渉を打ち切り、取締役会としての評価・検討を開始する場合があります。
- (4) 大規模買付ルールを遵守していても、結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限っては、買収防衛策を発動することがあります。
- (5) 大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、当社取締役会が求めた必要情報の一部が提出されないことのみをもって、ルールを遵守しないと認定することはありません。
- (6) 対抗措置を発動するに際し、独立委員会が発動についての勧告を行い、発動について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ発動の可否を判断いただくための株主検討期間を設けたうえで株主総会を開催し、発動の可否を決議することができることとしております。
- (7) 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しております。

【会社の支配に関する基本方針】

上場会社である当社の株式は株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するのではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないものなど不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

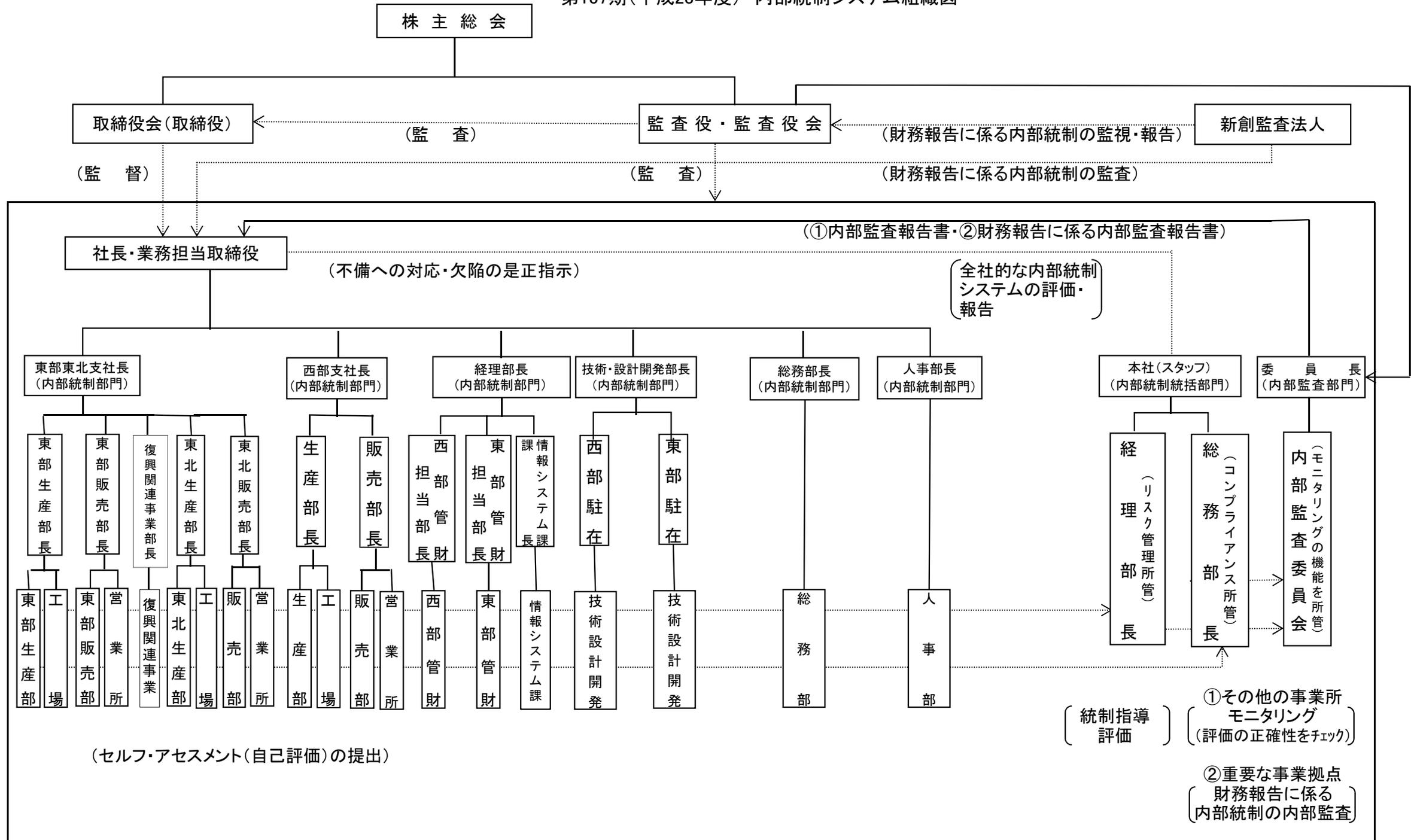
従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

現行プランの詳細につきましては、当社のウェブサイト(<http://www.asahi-concrete.co.jp/>)をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

以下の添付資料(模式図2点)をご参照願います。

1. 内部統制システム組織図
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

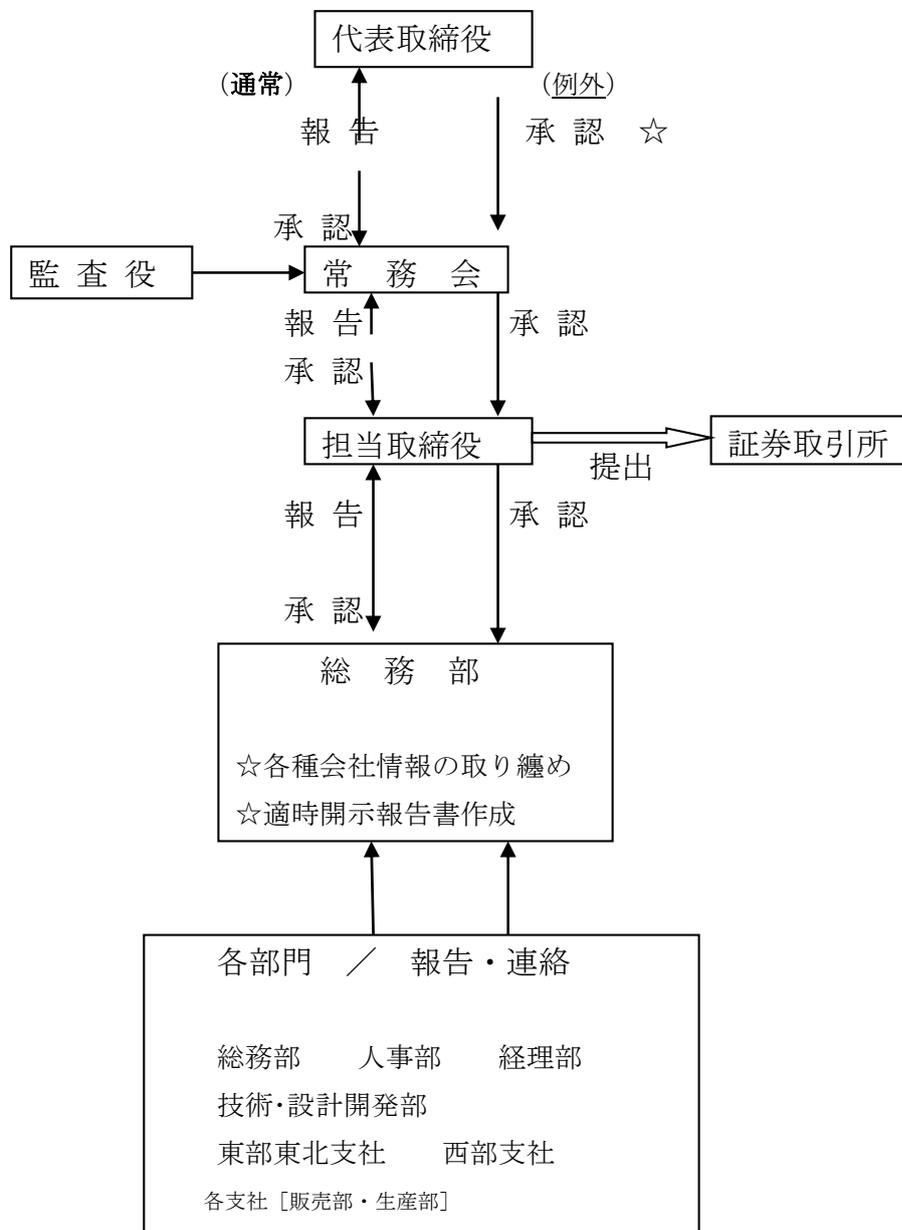


(実務的連係)

- ①その他の事業所
モニタリング
(評価の正確性をチェック)
- ②重要な事業拠点
財務報告に係る
内部統制の内部監査

統制指導
評価

(セルフ・アセスメント(自己評価)の提出)



1. 各種会社情報は、各部門より総務部宛に報告・連絡されます。
 2. 総務部は伝達された全ての情報を吟味、選択して適時開示する情報を決定します。
 3. 総務部は適時開示報告書(案)を作成し担当取締役の承認を得て、速やかに証券取引所に提出します。代表取締役へは事後の報告となります。
- ☆会社経営の根幹に関わる事項については、事前に代表取締役の承認を受ける場合があります。